

## 【資料5】 工事事故が発生した工事に対する評定の手続き

## 1 措置の確認

工事事故が発生した工事が完成したとき、総括監督員は、当該工事の受注者に対して「措置」がなされているか、監理課に問い合わせ確認する。

措置とは、次のとおり。

- (1) 指名停止(鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づく指名停止))
- (2) 文書注意(要綱第12条に基づき、書面で行う警告又は注意の喚起)
- (3) 口頭注意(要綱第12条に基づき、口頭で行う警告又は注意の喚起)

## 1-2 減点の計算

措置がなされていることが判明したら、総括監督員は法令遵守等の考査項目別運用表に基づき、措置に応じた減点を行う。

指名停止の場合は、停止期間に応じて10から20点  
文書注意の場合は8点  
口頭注意の場合は5点

## 2 工事完成時点で、措置がなかったとき

## 2-1 事故の規模の把握

監督員は、受注者に対して、次の事項の報告を求める。(別紙の工事打合簿)

- (1) 工事関係者事故の場合は、工事関係者の死亡者数、休業延日数とその内訳
- (2) 公衆損害事故の場合は、賠償額の総額とその内訳

被害者が入院中であつたり、示談交渉が難航して賠償額が確定していない場合は、1人あたり100万円を推定額とする。

## 2-2 減点の計算

総括監督員は、「工事事故に関する評定基準」(付図 減点のフローチャート)に従い、減点数を計算する。

休業延日数と賠償額がわかれば、減点数は自動的に定まる。

安全管理の不備が軽微であると認められる場合は、減点数を下げるができる。

これは、現場の管理者は普段から安全対策をとっていたが、事故の発生を予見できなかった又は回避することができなかった場合をさす。

(具体は「工事事故が発生した工事に対する評定の手続きQ&A」を参照)

## 3 工事完成後に、措置や賠償額が確定したとき

工事完成後に、指名停止等の措置(停止期間の変更を含む)があつた場合や、被害者との示談交渉がまとまって賠償額が確定した場合は、総括監督員は、その時点で修正を行い、受注者に通知する。

通知文は、「工事成績評定通知実施要領」別記 様式その2(修正)を用いる。

総括監督員が異動しているときは、後任の係長等が行う。